

ご使用前に

この度は、『FONT x FAN HYBRID 5』（以下、本製品）をご購入いただきありがとうございます。

ご使用前につきましては、本書およびユーザーズマニュアルをお読みいただいた上で本製品ダウンロードサイトよりフォントをダウンロードの

上ご利用願います。

本製品ダウンロードサイト URL

<http://dl.fontalliance.com/product/fff09r1/>

使用許諾契約書 1

対象製品名：『FONT x FAN HYBRID 5（フォントファン ハイブリッドフォーン）』（「クリエイターズフォント（フリーフォント）」「昭和書体欧文フォント 114」を除く）

ライセンス数：Windows 1、Mac1

その他商品表示名等を登記、登録することはできません。ただし、一部の本許諾プログラムにつきましてはロゴの利用規定が異なるものが含まれる場合があります。詳細については製品ページを参照するかまたは弊社までお問い合わせください。

③上記の各禁止事項について、別途契約を結ぶことでご利用いただける場合があります。判断がつかない場合は、弊社までお問い合わせください。

本ソフトウェア製品（以下『本許諾プログラム』という）は、本使用許諾契約書（以下、『本契約書』という）の各条項に基づき、株式会社ポータル・アンド・クリエイティブがお客様に対し、使用する権利を許諾するものです。本許諾プログラムが収録された本製品ダウンロードサイトにログインした時点で、本契約書に同意したものとみなします。

3. 著作権、使用許諾権、その他の権利

- ①弊社は本許諾プログラムの使用をお客様に許諾する権利を有しています。
- ②本契約は、弊社がお客様に本許諾プログラムの使用を許諾するものであって、本許諾プログラムに関する著作権その他全ての権利（使用許諾権、特許権、実用新案権、商標権等）は、弊社または弊社が許諾を受けた第三者に帰属します。

1. 使用許諾

本許諾プログラムは以下の各項に従って使用できるものとします。

- ①お客様は、本許諾プログラムを Windows および Mac それぞれ 1 台のコンピュータにインストールして使用することができます。
- ②お客様は、本許諾プログラムを文書作成、印刷物制作、WEB 制作（画像化利用）等制作物の一部の文字表現として使用できます。

4. 契約期間

本契約は、お客様が本許諾プログラムが収録された本製品ダウンロードサイトにログインした時点で、本契約書に同意したものとみなし有効とするものとします。

2. 禁止事項

- ①お客様は、本許諾プログラムを再使用許諾、頒布、譲渡、リース、貸与等により第三者に使用させることはできません。
- ②お客様は、本許諾プログラムを修正、改変、変換、リバースエンジニアリング、コンパイル、または逆アセンブル等することはできません。また第三者によるこのような行為をさせることはできません。
- ③お客様は、本許諾プログラムをサーバー等にインストールしたり、インストールしたコンピュータ以外のコンピュータやデバイス等に利用させることはできません。
- ④お客様は、本許諾プログラムを元に新たなプログラムを作成および頒布することはできません。
- ⑤お客様は、本許諾プログラムをハードウェアおよびソフトウェア等に搭載して頒布することはできません。
- ⑥お客様は、本許諾プログラムをテレビ、CM 等の商用放送、映画、デジタルサイネージ、その他商用目的のネット上の動画やビデオ映像等に利用することはできません。
- ⑦お客様は、本許諾プログラムを CD-ROM、DVD-ROM、ゲームソフト、ソフトウェア、テンプレート集、素材集等のデジタルコンテンツの制作に利用し頒布することはできません。
- ⑧お客様は、本許諾プログラムを利用し、FLASH や WEB 等の埋め込み技術によりフォントデータの全部または一部を埋め込むことはできません。
- ⑨お客様は、本許諾プログラムを利用して、アウトライン生成を行ったり、また本許諾プログラムが行う埋め込み許可の仕様の場合に限り、PDF ファイルへの埋め込みを行うことができます。ただし、これらにより作成されたデータは、印刷・表示以外できない編集不可の設定を施したフォントの埋め込み PDF ファイルを除き、不特定の第三者に頒布することはできません。
- ⑩お客様は、本許諾プログラムを利用し、印鑑、ネームプレート、その他文字を主体としたものへの制作に利用し頒布することはできません。
- ⑪お客様は、本許諾プログラムをハードウェアおよびソフトウェア等に搭載して利用したサービスを第三者に提供することはできません。
- ⑫お客様は、本許諾プログラムを利用して制作したロゴ、商標、商号

5. 契約解除

- ①お客様は本契約で定める禁止事項を行った場合、何ら催告および通知することなく、その時点で契約解除されるものとします。
- ②前項の場合、弊社は、お客様が購入した代金について、返還しないものとします。

6. 損害賠償

- ①お客様が本契約に違反する行為もしくは不正または違法な行為を行ったことにより弊社に損害を与えたときは、弊社は、お客様に対して損害賠償を請求することができるものとします。
- ②弊社は、前項の請求のほか、刑事告訴、告発を行うことができるものとします。

7. 免責その他

- ①弊社は、お客様が本許諾プログラムの利用に際して発生した損害、使用不能から生じた損害、その他損害（逸失利益、事業の中断、付随的・間接的損害、第三者からの請求、その他金銭的損害等）について、弊社がお支払いを受けた対価を限度として損害を賠償し、その他一切の責任を負わないものとします。
- ②本許諾プログラムの利用において、物理的な欠陥および不備については、良品と交換いたします。
- ③本契約の内容は、予告無く変更する場合があります。変更する場合は、WEB サイト（<http://www.fontalliance.com/>）に掲載いたします。掲載された時点で掲載された内容が本許諾プログラムに対し適用されます。
- ④本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとします。
- ⑤本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

使用許諾契約書 2 (エンドユーザー・ライセンス契約条項)

対象製品名: 『昭和書体欧文フォント 114』
ライセンス名: Windows1 (TTF および OTF フォーマットのフォント)、
Mac1 (OTF フォーマットのフォント)

本製品は、株式会社昭和書体より許諾を受け、フォントアライアンスネットワーク事務局 (株式会社ポータル・アンド・クリエイティブ) が製品の企画および販売をするものです。またエンドユーザーライセンス契約条項の各条項に基づき、株式会社昭和書体がお客様に対し、フォントを使用する権利を許諾するものです。

お客様は本製品ダウンロードサイトにログインした時点で、エンドユーザーライセンス契約条項に同意したものとみなされます。

1. 使用の許諾

本ライセンス契約に同意したエンドユーザー (以下「ライセンス取得者」といいます。))は、次に記載された範囲で本製品を利用する事ができます。

- 1) ライセンス取得者は、ライセンス取得者が所有、もしくはリース契約またはレンタル契約を受けている 1 台のデバイスに本製品をインストールしてデバイス及びデバイスに接続された出力装置を用いて、本製品について、ウェット・スタイル・バージョンの異なるものも含め本製品を構成する文字・記号・シンボル等 (書体) をもって、事実もしくは思想・感情の表現手段として利用する事ができます。なおライセンス取得者は 1 台のコンピュータ内の複数のアプリケーション環境それぞれに本製品のデータを保有するために各アプリケーションごとに本製品をインストールすることが出来ます。
- 2) ライセンス取得者は、アプリケーションプログラム等を利用して、本製品から文字情報を取り出すことができ、その取り出した文字情報をそのまま、またはこれに基づき改変等の翻案をしたうえで事実もしくは思想・感情の表現手段として利用することができます。

2. デバイスの定義

本ライセンス契約条項における「デバイス」とは、本製品を最初にインストールするコンピュータをいい、インストール時における CPU とマザーボードが固有の機器であることを必要とし、この単位をもって 1 台のデバイスと呼びます。なお、次の場合には、これを 1 台のデバイスと呼ぶことに差し支えありません。但し、本項における「OS」は、本製品の使用環境 (パッケージに表示してあります) に対応した OS であることを要します。

- 1) 1 台のコンピュータに複数の OS がインストールされている場合
- 2) 1 台のコンピュータに複数の OS が同時起動している場合
- 3) 1 台のコンピュータに複数の CPU が搭載されている場合

3. 禁止事項

ライセンス取得者は次に例示する行為その他上記の許諾の範囲外の行為は一切してはなりません。

- 1) 第三者に利用 (有償・無償を問いません) させる目的で、本製品から文字情報を取り出すこと
- 2) 第三者に利用 (有償・無償を問いません) させる目的で、本製品から取り出された文字情報を改変等の翻案をする等してフォントその他の二次的成果物もしくはそのデータを製作すること
- 3) 本製品から取り出した文字情報、フォントの代替として機能するあらゆるデータ、これらに改変等の翻案をして製作したフォント等の二次的成果物もしくはこれらのデータを第三者に交付、送信その他

- の方法により頒布 (有償・無償を問いません) すること
- 4) 本製品につき、逆アセンブラ、逆コンパイル、または解読すること
- 5) ネットワークサーバー上にインストールされた本製品をクライアントのコンピュータで使用すること
- 6) 本製品を複数のコンピュータで使用する目的でリムーバブルドライブ (ハードディスクも含む) にインストールすること
- 7) 本ライセンス下でその使用に必要なものを除き、本製品に含まれるものを全部であろうと一部であろうと、また如何なる形態であってもそのコピーを取ること
- 8) 本製品に含まれるものを全部であろうと一部であろうと、また如何なる形態であっても第三者に転売すること

4. デバイス等の変更

ライセンス取得者は、第 1 項(1)にしたがって本製品をインストールしたデバイス、デバイス内の CPU もしくはマザーボードを変更しようとする場合には、申し出て、株式会社昭和書体の承諾の下、有償にて本製品を使用するデバイス等を変更することができます。

5. 権利の帰属

本製品から取り出した文字情報はもちろん、この文字情報に基づき製作されたウェット・スタイル・バージョンを変化させた文字、フォント、その他の本製品の二次的成果物及びそれらのデータについての著作権その他一切の権利は、それが適法に製作されたかと否を問わず、株式会社昭和書体帰属するものとします。

6. ライセンスの譲渡

ライセンス取得者は本ライセンス上の地位を第三者に譲渡することはできません。やむを得ない理由があって譲渡しようとする場合には、あらかじめその旨ならびに当該第三者が本ライセンス条項を遵守する旨を記載した文章を当該第三者との連名にて株式会社昭和書体に提出し、昭和書体が譲渡やむをえないものと認め、文書でこれを承諾する場合に限り許されます。

上記以外での、本ソフトウェアの全部または一部あるいは本ライセンス契約上の権利を第三者にレンタル、リースもしくはサブライセンスし、または他のユーザーのコンピュータにコピーすること、あるいはコピーすることを許諾し、もしくは黙認することはできません。

7. ライセンス契約の解除

ライセンス取得者が、本ライセンス契約条項の一つでも違反した場合、本契約はによって解除されます。この場合、ライセンス取得者は直ちに本製品 (本契約条項に違反してコピーを作成している場合には、当該コピーも含め) をまで返送しなければなりません。

株式会社昭和書体が同意する場合には、使用者の証明をつけて本製品及び当該コピーを廃棄処分することもあります。

8. 免責

この商品は、書家の書きおろした文字を直接そのまま、データ化して商品化しております。ゆえに確認はしておりますが文字の間違いがないとは、言い切れません。十分な確認をお願いいたします。また、市販の販売ソフト全てで正常な動作を保証するものでもありません。お客様が本商品を運用された結果起きた直接的損害、間接的損害についても、当社は一切その賠償の責に任じないものとします。

